



秋田市妊婦等包括相談支援事業および 妊婦のための支援給付のご案内

妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく相談に応じ必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援（伴走型相談支援）」と「妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）」を一体的に実施します。

【妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）】

1 妊娠届出時の面談

秋田市版ネウボラ窓口（子ども健康課）で、助産師等が面談します。

2 妊娠8か月頃の面談

妊娠7か月頃にアンケートを送付します。助産師等が希望する方と面談します。

3 出産後の面談

こんにちは赤ちゃん訪問などで、助産師等が面談します。



医療機関で胎児心拍
が確認できた後に、
妊婦給付認定の申請
をしてください。

【妊婦支援給付金】

妊婦さんを対象に、2回に分けて給付金を支給します。

給付金を受けるためには、妊婦給付認定の申請や胎児の数の届出が必要です。

1 申請方法

妊婦支援給付金 1回目 (妊婦1人につき5万円)	妊婦支援給付金 2回目 (子ども(胎児)1人につき5万円)
妊娠届出時に秋田市版ネウボラ窓口（子ども健康課）でご案内します。 秋田市版ネウボラ以外で妊娠届出をされた場合は、出産前に面談にお越しください。	こんにちは赤ちゃん訪問の面談時にご案内します。 郵送で申請してください。 ※秋田県の「あきた出産・子育て応援給付金(2万円)」を合わせて支給します。
令和7年4月1日以後、何らかの理由（流産・死産・人工妊娠中絶等）で妊娠が継続できなかった方や、お子さんを出生後に亡くされた方も1回目、2回目の給付対象です。（申請方法等は下記までお問い合わせください）	

【転出入の方の留意事項】

※秋田市に転入した方で、支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合は、秋田市に申請することができます。ただし、複数の自治体から給付金を二重に受け取ることはできません。自治体間で支給状況を確認する場合があります。

※転出する方で、秋田市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合は、転入先の自治体に再度妊婦給付認定の申請が必要です。

2 給付金の支払方法

申請内容の確認を行い、支給について通知を送付した後、指定口座に振り込みます。

申請から振込まで、2か月程度かかる場合がありますので、ご了承ください。

3 詳細は秋田市ホームページをご覧ください。



ご不明なことがありましたら、下記担当までお問い合わせください。

問い合わせ先

秋田市子ども家庭センター子ども健康課（秋田市保健所2階）

電話 018-883-1172、018-883-1175

平日 8:30～17:15